

## 平成25年さぬき市議会第1回定例会議案

平成25年2月28日提出

### 市長提出議案

- 議案第1号 平成25年度さぬき市一般会計予算について
- 議案第2号 平成25年度さぬき市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第3号 平成25年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第4号 平成25年度さぬき市介護保険事業特別会計予算について
- 議案第5号 平成25年度さぬき市介護サービス事業特別会計予算について
- 議案第6号 平成25年度さぬき市公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第7号 平成25年度さぬき市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第8号 平成25年度さぬき市漁業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第9号 平成25年度さぬき市簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第10号 平成25年度さぬき市多和診療所事業特別会計予算について
- 議案第11号 平成25年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算について
- 議案第12号 平成25年度さぬき市観光事業特別会計予算について
- 議案第13号 平成25年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算について
- 議案第14号 平成25年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計予算について
- 議案第15号 平成25年度さぬき市病院事業会計予算について
- 議案第16号 平成25年度さぬき市水道事業会計予算について
- 議案第17号 さぬき市土地開発基金条例の廃止について
- 議案第18号 さぬき市企業立地促進条例の制定について
- 議案第19号 さぬき市子ども医療費の支給に関する条例の制定について
- 議案第20号 さぬき市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 議案第21号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 議案第22号 さぬき市交通指導員設置条例の一部改正について
- 議案第23号 さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第24号 さぬき市立学校設置条例の一部改正について
- 議案第25号 さぬき市放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 議案第26号 さぬき市活性化施設条例の一部改正について
- 議案第27号 さぬき市小田森林浴公園条例の一部改正について
- 議案第28号 さぬき市下水道条例の一部改正について
- 議案第29号 瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協

定の締結について

- 議案第30号 新市建設計画の一部変更について
- 議案第31号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
- 議案第32号 工事請負契約の変更について(平成24年度流田ポンプ場改築工事)
- 議案第33号 平成24年度さぬき市一般会計補正予算(第8号)について
- 議案第34号 平成24年度さぬき市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第35号 平成24年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第36号 平成24年度さぬき市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第37号 平成24年度さぬき市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第38号 平成24年度さぬき市多和診療所事業特別会計補正予算(第5号)について
- 議案第39号 平成24年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第40号 平成24年度さぬき市病院事業会計補正予算(第3号)について

議案第1号

平成25年度さぬき市一般会計予算について

平成25年度さぬき市一般会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年2月28日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第2号

平成25年度さぬき市国民健康保険事業特別会計予算について

平成25年度さぬき市国民健康保険事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年2月28日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第3号

平成25年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算について

平成25年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年2月28日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第4号

平成25年度さぬき市介護保険事業特別会計予算について

平成25年度さぬき市介護保険事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年2月28日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第5号

平成25年度さぬき市介護サービス事業特別会計予算について

平成25年度さぬき市介護サービス事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年2月28日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第6号

平成25年度さぬき市公共下水道事業特別会計予算について

平成25年度さぬき市公共下水道事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年2月28日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第7号

平成25年度さぬき市農業集落排水事業特別会計予算について

平成25年度さぬき市農業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年2月28日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第8号

平成25年度さぬき市漁業集落排水事業特別会計予算について

平成25年度さぬき市漁業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年2月28日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第9号

平成25年度さぬき市簡易水道事業特別会計予算について

平成25年度さぬき市簡易水道事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年2月28日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第10号

平成25年度さぬき市多和診療所事業特別会計予算について

平成25年度さぬき市多和診療所事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年2月28日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第 11 号

平成 25 年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算について

平成 25 年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 25 年 2 月 28 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

議案第12号

平成25年度さぬき市観光事業特別会計予算について

平成25年度さぬき市観光事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年2月28日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第13号

平成25年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算について

平成25年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年2月28日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第14号

平成25年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計予算について

平成25年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年2月28日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第15号

平成25年度さぬき市病院事業会計予算について

平成25年度さぬき市病院事業会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年2月28日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第16号

平成25年度さぬき市水道事業会計予算について

平成25年度さぬき市水道事業会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年2月28日提出

さぬき市長 大山茂樹

## 平成25年度さぬき市一般会計予算

平成25年度さぬき市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,628,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年 2月28日 提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 市 税		5,080,451
	5. 市 民 税	2,268,400
	10. 固 定 資 産 税	2,374,151
	15. 軽 自 動 車 税	131,900
	20. 市 た ば こ 税	306,000
10. 地 方 譲 与 税		245,000
	5. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	70,000
	10. 自 動 車 重 量 譲 与 税	175,000
15. 利 子 割 交 付 金		22,000
	5. 利 子 割 交 付 金	22,000
16. 配 当 割 交 付 金		13,000
	5. 配 当 割 交 付 金	13,000
17. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		4,000
	5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	4,000
18. 地 方 消 費 税 交 付 金		490,000
	5. 地 方 消 費 税 交 付 金	490,000
25. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		41,000
	5. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	41,000
30. 自 動 車 取 得 税 交 付 金		70,000
	5. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	70,000
33. 地 方 特 例 交 付 金		19,000
	5. 地 方 特 例 交 付 金	19,000
35. 地 方 交 付 税		9,200,000
	5. 地 方 交 付 税	9,200,000
40. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		13,000
	5. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	13,000

(単位：千円)

款	項	金額
45. 分担金及び負担金		539,698
	5. 分担金	24,213
	10. 負担金	515,485
50. 使用料及び手数料		680,484
	5. 使用料	506,926
	10. 手数料	173,558
55. 国庫支出金		1,878,686
	5. 国庫負担金	1,563,926
	10. 国庫補助金	304,643
	15. 委託金	10,117
60. 県支出金		1,234,457
	5. 県負担金	675,939
	10. 県補助金	429,666
	15. 県委託金	128,852
65. 財産収入		65,508
	5. 財産運用収入	47,235
	10. 財産売却収入	18,273
70. 寄附金		502
	5. 寄附金	502
75. 繰入金		1,022,222
	5. 特別会計繰入金	1
	10. 基金繰入金	1,022,221
80. 繰越金		30,000
	5. 繰越金	30,000
85. 諸収入		1,957,992
	5. 延滞金加算金及び過料	9,001

(単位：千円)

款	項	金額
	10. 市 預 金 利 子	540
	15. 貸 付 金 元 利 収 入	1,797,968
	25. 雑 入	150,483
	△. 受 託 事 業 収 入	-
90. 市 債		3,021,000
	5. 市 債	3,021,000
歳 入	合 計	25,628,000

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 議 会 費		242,573
	5. 議 会 費	242,573
10. 総 務 費		4,030,119
	5. 総 務 管 理 費	3,611,725
	10. 徴 税 費	264,520
	15. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	98,475
	20. 選 挙 費	29,654
	25. 統 計 調 査 費	6,054
	30. 監 査 委 員 費	19,691
15. 民 生 費		6,243,716
	5. 社 会 福 祉 費	3,384,272
	10. 児 童 福 祉 費	2,376,989
	15. 生 活 保 護 費	482,455
20. 衛 生 費		2,260,473
	5. 保 健 衛 生 費	821,749
	10. 清 掃 費	948,601
	15. 上 水 道 費	26,167
	20. 病 院 費	463,956
25. 労 働 費		60,401
	5. 労 働 費	60,401
30. 農 林 水 産 業 費		738,490
	5. 農 業 費	646,605
	10. 林 業 費	31,559
	15. 水 産 業 費	60,326
35. 商 工 費		472,123
	5. 商 工 費	472,123

(単位：千円)

款	項	金額
40. 土木費		2,178,280
	5. 土木管理費	158,884
	10. 道路橋梁費	477,867
	15. 河川費	211,740
	20. 港湾費	28,175
	25. 都市計画費	1,267,881
	30. 住宅費	33,733
45. 消防費		857,124
	5. 消防費	857,124
50. 教育費		3,136,438
	5. 教育総務費	479,862
	10. 小学校費	738,304
	15. 中学校費	134,752
	20. 幼稚園費	686,515
	30. 社会教育費	310,567
	35. 保健体育費	786,438
55. 災害復旧費		12
	5. 農林水産業施設災害復旧費	9
	10. 公共土木施設災害復旧費	3
60. 公債費		3,699,360
	5. 公債費	3,699,360
65. 諸支出金		1,658,891
	5. 基金費	33,891
	20. 開発公社費	1,625,000
99. 予備費		50,000
	99. 予備費	50,000

(単位：千円)

款	項	金額
歳	出	合 計 25,628,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
統合小学校整備事業	平成26年度	584,000千円

第 3 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
防災施設整備事業	4, 3 0 0	普通貸借  又は  証券発行	4. 0%以内  (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について見直 しを行った後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件 により、銀行その他の場合には、その 債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借換えすることがで きる。
光通信ケーブル整備事業	1, 0 5 4, 5 0 0			
児童福祉施設整備事業	1, 9 0 0			
農業施設整備事業	9 4, 1 0 0			
漁業施設整備事業	5, 5 0 0			
林道整備事業	5, 2 0 0			
観光施設整備事業	9, 4 0 0			
道路橋梁整備事業	2 4 3, 7 0 0			
河川整備事業	1 4 9, 7 0 0			
住宅整備事業	3, 6 0 0			
港湾整備事業	1 2, 2 0 0			
消防施設整備事業	1 6 2, 3 0 0			
小学校施設整備事業	4 0 0, 2 0 0			
幼稚園施設整備事業	2 6 2, 1 0 0			
学校給食施設整備事業	2 1 8, 3 0 0			
社会教育施設整備事業	4 4, 0 0 0			
臨時財政対策債	3 5 0, 0 0 0			
合 計	3, 0 2 1, 0 0 0			

# 平成25年度さぬき市国民健康保険事業特別会計予算

平成25年度さぬき市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,104,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年 2月28日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 国民健康保険税		1,144,811
	5. 国民健康保険税	1,144,811
10. 使用料及び手数料		450
	5. 手数料	450
15. 国庫支出金		1,224,476
	5. 国庫負担金	920,090
	10. 国庫補助金	304,386
17. 県支出金		297,327
	5. 県負担金	45,471
	10. 県補助金	251,856
20. 療養給付費交付金		442,032
	5. 療養給付費交付金	442,032
23. 前期高齢者交付金		1,838,804
	5. 前期高齢者交付金	1,838,804
30. 共同事業交付金		720,631
	5. 共同事業交付金	720,631
35. 財産収入		3,039
	5. 財産運用収入	3,039
40. 繰入金		368,062
	5. 繰入金	269,717
	10. 基金繰入金	98,345
45. 繰越金		50,001
	5. 繰越金	50,001
50. 諸収入		14,567
	5. 延滞金加算金及び過料	8,002
	15. 雑入	6,565

(単位：千円)

款	項	金額
歳入	合計	6,104,200

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 総 務 費		29,716
	5. 総 務 管 理 費	18,081
	10. 徴 税 費	11,487
	15. 運 営 協 議 会 費	86
	20. 趣 旨 普 及 費	62
10. 保 険 給 付 費		4,204,374
	5. 療 養 諸 費	3,707,338
	10. 高 額 療 養 費	477,918
	15. 移 送 費	150
	20. 出 産 育 児 諸 費	15,968
	25. 葬 祭 諸 費	3,000
12. 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		677,320
	5. 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	677,320
13. 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		419
	5. 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	419
15. 老 人 保 健 拠 出 金		52
	5. 老 人 保 健 拠 出 金	52
17. 介 護 納 付 金		299,450
	5. 介 護 納 付 金	299,450
20. 共 同 事 業 拠 出 金		788,534
	5. 共 同 事 業 拠 出 金	788,534
25. 保 健 事 業 費		57,987
	5. 保 健 事 業 費	11,735
	10. 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	46,252
30. 公 債 費		834
	5. 公 債 費	834

(単位：千円)

款	項	金額
35. 諸 支 出 金		15,514
	5. 償 還 金 及 び 還 付 金	4,882
	10. 積 立 金	3,038
	15. 直 診 勘 定 繰 出 金	7,594
99. 予 備 費		30,000
	99. 予 備 費	30,000
歳 出	合 計	6,104,200

## 平成25年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成25年度さぬき市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ659,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年 2月28日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 後期高齢者医療保険料		460,923
	5. 後期高齢者医療保険料	460,923
10. 使用料及び手数料		47
	10. 手数料	47
15. 繰入金		196,128
	5. 一般会計繰入金	196,128
17. 繰越金		1
	5. 繰越金	1
20. 諸収入		2,601
	5. 延滞金、加算金及び過料	2
	10. 償還金及び還付加算金	1,601
	20. 雑入	998
歳入	合計	659,700

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 総 務 費		10,432
	5. 総 務 管 理 費	6,472
	10. 徴 収 費	3,960
10. 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		647,158
	5. 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	647,158
15. 諸 支 出 金		1,601
	5. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,601
99. 予 備 費		509
	99. 予 備 費	509
歳 出	合 計	659,700

## 平成25年度さぬき市介護保険事業特別会計予算

平成25年度さぬき市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,101,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（報酬及び賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年 2月28日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 保 險 料		921,032
	5. 介 護 保 險 料	921,032
10. 使 用 料 及 び 手 数 料		67
	5. 手 数 料	67
15. 国 庫 支 出 金		1,251,808
	5. 国 庫 負 担 金	905,259
	10. 国 庫 補 助 金	346,549
20. 支 払 基 金 交 付 金		1,448,585
	5. 支 払 基 金 交 付 金	1,448,585
25. 県 支 出 金		718,811
	5. 県 負 担 金	710,879
	10. 県 補 助 金	7,932
30. 財 産 収 入		964
	5. 財 産 運 用 収 入	964
35. 繰 入 金		755,210
	5. 一 般 会 計 繰 入 金	690,941
	10. 基 金 繰 入 金	64,269
40. 繰 越 金		1,214
	5. 繰 越 金	1,214
45. 諸 収 入		3,309
	5. 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	274
	10. 受 託 事 業 収 入	1
	15. 雑 入	3,034
歳 入	合 計	5,101,000

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 総 務 費		61,908
	5. 総 務 管 理 費	7,265
	10. 徴 収 費	1,664
	15. 介 護 認 定 審 査 会 費	52,979
10. 保 險 給 付 費		4,972,768
	5. 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	4,972,768
12. 地 域 支 援 事 業 費		51,266
	5. 介 護 予 防 事 業 費	25,253
	10. 包 括 的 支 援 事 業 等 費	26,013
20. 基 金 積 立 金		965
	5. 基 金 積 立 金	965
25. 公 債 費		411
	5. 公 債 費	411
30. 諸 支 出 金		809
	5. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	809
99. 予 備 費		12,873
	99. 予 備 費	12,873
歳 出	合 計	5,101,000

# 平成25年度さぬき市介護サービス事業特別会計予算

平成25年度さぬき市介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年 2月28日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. サービス収入		25,584
	5. 介護予防費収入	25,584
15. 繰越金		116
	5. 繰越金	116
歳入	合計	25,700

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 事 業 費		25,212
	5. 介 護 予 防 支 援 事 業 費	25,212
99. 予 備 費		488
	99. 予 備 費	488
歳 出	合 計	25,700

## 平成25年度さぬき市公共下水道事業特別会計予算

平成25年度さぬき市公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,210,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年 2月28日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 分担金及び負担金		10,254
	5. 負担金	10,254
10. 使用料及び手数料		326,193
	5. 使用料	326,193
15. 国庫支出金		269,900
	5. 国庫補助金	269,900
20. 県支出金		18,700
	5. 県補助金	18,700
30. 繰入金		1,225,000
	5. 一般会計繰入金	1,225,000
35. 繰越金		1,500
	5. 繰越金	1,500
40. 諸収入		153
	5. 延滞金加算金及び過料	2
	15. 雑収入	151
45. 市債		358,300
	5. 市債	358,300
歳入	合計	2,210,000

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	項	金額
5. 事業費		1,082,071
	5. 下水道費	1,082,071
10. 公債費		1,126,429
	5. 公債費	1,126,429
99. 予備費		1,500
	99. 予備費	1,500
歳出	合計	2,210,000

## 第 2 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道整備事業	358,300	普通貸借  又は  証券発行	4.0%以内  (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について見直 しを行った後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件 により、銀行その他の場合には、その 債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借換えすることがで きる。
合 計	358,300			

# 平成25年度さぬき市農業集落排水事業特別会計予算

平成25年度さぬき市農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ159,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年 2月28日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 分担金及び負担金		323
	5. 負担金	323
10. 使用料及び手数料		31,175
	5. 使用料	31,175
20. 繰入金		127,000
	5. 一般会計繰入金	127,000
25. 繰越金		500
	5. 繰越金	500
30. 諸収入		2
	5. 延滞金加算金及び過料	1
	15. 雑入	1
歳入	合計	159,000

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	項	金額
5. 事業費		60,149
	5. 農業集落排水費	60,149
10. 公債費		98,451
	5. 公債費	98,451
99. 予備費		400
	99. 予備費	400
歳出	合計	159,000

# 平成25年度さぬき市漁業集落排水事業特別会計予算

平成25年度さぬき市漁業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年 2月28日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 分担金及び負担金		372
	5. 負担金	372
10. 使用料及び手数料		6,826
	5. 使用料	6,826
20. 繰入金		40,300
	5. 一般会計繰入金	40,300
25. 繰越金		500
	5. 繰越金	500
30. 諸収入		2
	5. 延滞金加算金及び過料	1
	15. 雑入	1
歳入	合計	48,000

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	項	金額
5. 事業費		23,677
	5. 漁業集落排水費	23,677
10. 公債費		23,923
	5. 公債費	23,923
99. 予備費		400
	99. 予備費	400
歳出	合計	48,000

## 平成25年度さぬき市簡易水道事業特別会計予算

平成25年度さぬき市簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年 2月28日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表

歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 分担金及び負担金		2,508
	5. 分担金	1
	10. 負担金	2,507
10. 使用料及び手数料		12,679
	5. 使用料	12,678
	10. 手数料	1
15. 繰入金		24,511
	5. 一般会計繰入金	24,511
20. 繰越金		200
	5. 繰越金	200
25. 諸収入		2
	10. 雑入	2
歳入	合計	39,900

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	項	金 額
10. 簡 易 水 道 事 業 費		14,910
	5. 業 務 管 理 費	14,910
15. 公 債 費		24,790
	5. 公 債 費	24,790
99. 予 備 費		200
	99. 予 備 費	200
歳 出	合 計	39,900

## 平成25年度さぬき市多和診療所事業特別会計予算

平成25年度さぬき市多和診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年 2月28日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 診療報酬		2,990
	5. 外来報酬	2,990
10. 使用料及び手数料		141
	5. 手数料	21
	10. 使用料	120
15. 繰入金		6,367
	5. 他会計繰入金	6,367
20. 繰越金		300
	5. 繰越金	300
25. 諸収入		2
	10. 雑収入	2
歳入	合計	9,800

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	項	金額
5. 総務費		9,357
	5. 施設管理費	9,357
10. 医療費		234
	5. 医療費	234
99. 予備費		209
	99. 予備費	209
歳出	合計	9,800

## 平成25年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算

平成25年度さぬき市津田診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ134,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（報酬及び賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年 2月28日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 診療報酬		128,219
	5. 外来報酬	128,219
10. 使用料及び手数料		1,053
	5. 手数料	1,053
12. 財産収入		14
	5. 財産運用収入	14
15. 繰入金		3,465
	5. 他会計繰入金	1,050
	10. 基金繰入金	2,415
20. 繰越金		1
	5. 繰越金	1
25. 諸収入		2,048
	5. 受託事業収入	1,932
	10. 雑収入	116
歳入	合計	134,800

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	項	金額
5. 総務費		108,370
	5. 施設管理費	108,370
10. 医療費		26,030
	5. 医療費	26,030
99. 予備費		400
	99. 予備費	400
歳出	合計	134,800

## 平成25年度さぬき市観光事業特別会計予算

平成25年度さぬき市観光事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年 2月28日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 繰入金		60,498
	5. 繰入金	60,498
10. 繰越金		1
	5. 繰越金	1
15. 諸収入		1
	5. 預金利息	1
歳入	合計	60,500

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	項	金額
5. 事業費		1,395
	5. 事業費	1,395
10. 公債費		59,105
	5. 公債費	59,105
歳出	合計	60,500

# 平成25年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算

平成25年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ103,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年 2月28日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 財産収入		100,000
	10. 財産売却収入	100,000
10. 繰入金		2,300
	5. 一般会計繰入金	2,300
15. 繰越金		1,100
	5. 繰越金	1,100
歳入	合計	103,400

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	項	金額
5. 事業費		102,300
	5. 事業費	102,300
99. 予備費		1,100
	99. 予備費	1,100
歳出	合計	103,400

## 平成25年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計予算

平成25年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年 2月28日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 使用料及び手数料		19,199
	5. 使用料	19,199
20. 諸収入		1
	10. 雑収入	1
歳入	合計	19,200

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	項	金 額
5. 事 業 費		18,700
	5. 事 業 費	18,700
99. 予 備 費		500
	99. 予 備 費	500
歳 出	合 計	19,200

平成25年度さぬき市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度さぬき市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	事業	当年度	前年度	増減
1	業務量	(1) 病院事業			
		(1) 病床数	179床	179床	0床
		ア 一般病床	175床	175床	0床
		イ 感染症病床	4床	4床	0床
		(2) 診療日数	244日	245日	△1日
		(3) 患者数	184,748人	187,555人	△2,807人
		ア 入院患者	52,743人	55,261人	△2,518人
		(1日平均)	144.5人	151.4人	△6.9人
		イ 外来患者	132,005人	132,294人	△289人
		(1日平均)	541.0人	540.0人	1.0人

	(2) 訪問看護事業	利用者数	2,727 人	3,420 人	△693 人	
2	資本的支出	建設改良計画	(1) 病院増改築 工事費	4,500 千円	37,788 千円	△33,288 千円
			(2) 資産購入費	102,878 千円	22,153 千円	80,725 千円
3	職員計画	(1) 損益勘定 所属職員	276 人	267 人	9 人	
		(2) 資本勘定 所属職員	0 人	4 人	△4 人	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	病院事業収益	4,273,657	千円
第1項	医業収益	3,947,873	千円
第2項	医業外収益	301,020	千円

第3項	附帯事業収益	24,744千円
第4項	特別利益	20千円
	支 出	
第1款	病院事業費用	4,384,568千円
第1項	医業費用	4,295,578千円
第2項	医業外費用	62,400千円
第3項	附帯事業費用	26,070千円
第4項	特別損失	20千円
第5項	予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額154,224千円は過年度分損益勘定留保資金154,224千円で補填するものとする。)

收 入

第1款	資本的收入	239,229千円
第1項	企業債	72,700千円
第2項	一般会計出資金	141,405千円
第3項	国庫補助金	10千円
第4項	県費補助金	25,104千円
第5項	固定資産売却代金	10千円

支 出

第1款	資本の支出	393,453千円
第1項	建設改良費	107,378千円
第2項	投資	1,200千円

## 第3項

## 企業債償還金

284,875千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災倉庫建設事業	4,500千円	証借書入	年4.00%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合には、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合によりその全部又は一部を繰上償還することができる。
資産購入費	68,200千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

2,476,923千円

(2) 交際費

100千円

(他会計からの補助金)

第8条 建設改良及び補助事業に対し県、他会計等からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 病院群輪番制運営費補助金・小児救急医療支援事業費補助金	29,823千円
(2) 第二種感染症指定医療機関運営費補助金	1,200千円
(3) 国民健康保険保健事業助成金	5,000千円
(4) 重症難病患者協力病院設備整備事業補助金	104千円
(5) 新人看護職員研修事業補助金	348千円
(6) 産科医等確保支援事業補助金	1,233千円
(7) 地域医療情報ネットワークシステム事業費補助金	25,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産購入限度額は、407,291千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

種 類	名 称	数 量
医療機器	結石破碎装置	1
什器備品	地域医療情報ネットワークシステム	1

平成25年2月28日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

## 平成25年度さぬき市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度さぬき市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	21,010 戸
(2) 年間総給水量	6,585,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	18,040 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
配水管改良工事等	100,120 千円
下水道関連工事	52,080 千円
浄水場関連工事	376,170 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

### 収 入

第1款 水道事業収益	1,222,442 千円
第1項 営業収益	1,186,144 千円
第2項 営業外収益	36,294 千円
第3項 特別利益	4 千円

### 支 出

第1款 水道事業費用	1,107,177 千円
第1項 営業費用	986,661 千円
第2項 営業外費用	120,312 千円
第3項 特別損失	203 千円
第4項 予備費	1 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額717,692千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額23,805千円、当年度分損益勘定留保資金348,578千円、減債積立金64,008千円、建設改良積立金281,301千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	29,301 千円
第1項 負担金	9,300 千円
第2項 補助金	20,001 千円
支 出	
第1款 資本的支出	746,993 千円
第1項 建設改良費	529,226 千円
第2項 企業債償還金	217,767 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	144,060 千円
(2) 交際費	50 千円

(繰入金)

第6条 一般会計より、消火栓維持管理費2,000千円、児童手当負担金1,656千円、及びさぬき市簡易水道事業特別会計から人件費等に係る共通按分経費2,306千円をそれぞれこの会計に繰入を受けるものとする。

(棚卸資産購入限度額)

第7条 棚卸資産購入限度額は、20,278千円と定める。

平成 25 年 2 月 28 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹